



平成 21 年 5 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社 ナカヨ通信機  
代表者名 取締役社長 秋山 進  
(コード番号 6715 東証第1部)  
問合せ先 常務執行役員 管理統括本部長  
飯塚 貞夫  
(TEL. 03 - 3496 - 1158 )

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 25 日開催の取締役会において、下記のとおり定款の一部を変更する議案について、平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 68 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

- (1) 本社機能の群馬県前橋市移転に伴い、現行定款 3 条の本店の所在地を東京都渋谷区から群馬県前橋市に移転するものであります。
- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」という。）の施行を機に現行定款規定の見直しを行い、以下のとおり変更を行うものであります。
  - ① 決済合理化法附則第6条の定めにより、当社は株券電子化の施行日（平成21年1月5日）において株券の発行をする旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、現行定款第 8 条（株券の発行）を削除するものであります。上記みなし定款変更に伴い、単元未満株券について定める現行定款第 9 条第 2 項および第12条の「当社が発行する株券の種類」の文言を削除し、また、原則株式に関する手続きについて株主名簿管理人が直接取り扱うことはなくなることから現行定款第13条第 3 項を削除するものであります。
  - ② 「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、当社現行定款第10条および第13条の「実質株主」、「実質株主名簿」の文言を削除するものであります。
  - ③ 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、現行定款第12条および現行定款第13条第 3 項を附則に移し、平成22年1月6日をもって削除する旨を定めるものであります。
  - ④ その他必要な規定および文言の加除、修正等所要の変更を行うとともに、条文の削除に伴い、条数の変更等を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示します。)

| 現 行 定 款  | 変 更 案   |
|--|---|
| <p>第1章 総 則<br/>(本店の所在地)<br/>第3条 当社は本店を<u>東京都渋谷区</u>におく。</p> <p>第2章 株 式<br/><u>(株券の発行)</u><br/>第8条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(<u>単元株式数および単元未満株券の不発行</u>)<br/>第9条 当社の単元株式数は、1,000株とする。<br/><u>2.当社は、第8条の規定にかかわらず、</u><br/><u>単元株式数に満たない株式(以</u><br/><u>下「単 元未満株式」という。)</u><br/><u>に係る株券を発 行しない。た</u><br/><u>し、株式取扱規程に定 めるとこ</u><br/><u>ろについてはこの限りではな</u><br/><u>い。</u></p> <p>(単元未満株式の買増し)<br/>第10条 当社の単元未満株式を有する株主<br/><u>(実質株主を含む。以下同じ)</u>は、株式<br/>取扱規程に定めるところにより、その有<br/>する単元未満株式の数と併せて単元株式<br/>数となる数の株式を売り渡すこと(以下<br/>「買増し」という。)を請求することが<br/>できる。</p> <p>第11条 (略)</p> <p>(株式取扱規程)<br/>第12条 <u>当社が発行する株券の種類ならび</u><br/><u>に株主名簿、株券喪失登録簿および新株</u><br/><u>予約権原簿への記録、単元未満株式の買</u><br/><u>取り・買増し、その他株式または新株予</u><br/><u>約権に関する取扱いおよび手数料につい</u><br/><u>ては、法令または本定款に定めるもの</u><br/><u>のほか、取締役会において定める株式取扱</u><br/><u>規程による。</u></p> | <p>第1章 総 則<br/>(本店の所在地)<br/>第3条 当社は本店を<u>群馬県前橋市</u>におく。</p> <p>第2章 株 式<br/>(削 除)</p> <p>(単元株式数)<br/>第8条 当社の単元株式数は、1,000株とする。<br/>(削 除)</p> <p>(単元未満株式の買増し)<br/>第9条 当社の単元未満株式を有する株主<br/>は、株式取扱規程に定めるところによ<br/>り、その有する単元未満株式の数と併<br/>せて単元株式数となる数の株式を売り<br/>渡すこと(以下「買増し」という。)<br/>を請求することができる。</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>(株式取扱規程)<br/>第11条 株主名簿および新株予約権原簿への<br/>記録、単元未満株式の買取り・買増し、<br/>その他株式または新株予約権に関する取<br/>扱いおよび手数料については、法令また<br/>は本定款に定めるもののほか、取締役会<br/>において定める株式取扱規程による。</p> |

| 現 行 定 款   | 変 更 案   |
|---|---|
| <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第13条 当社は、株主名簿管理人をおく。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所<br/>は取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3. <u>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ）、株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>第14条～第47条 (略)</p> <p>(新設)</p> | <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は、株主名簿管理人をおく。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>(削 除)</p> <p>第13条～第46条 (略)</p> <p><u>附則</u></p> <p>第1条 <u>当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備置き、株券喪失登録簿への記録に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>当社の株券喪失登録簿への記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第3条 <u>本附則第1条乃至本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</u></p> |

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 平成 21 年 6 月 26 日  
定款変更の効力発生予定日 平成 21 年 6 月 26 日